

産業廃棄物処理施設の設置・変更許可に関する告示・縦覧等に係る手続要領

(平成16年12月28日 市長決定)

(平成24年2月14日 改正)

(平成26年4月1日 改正)

(平成27年4月1日 改正)

(令和6年1月17日 改正)

(令和7年7月28日 改正)

(目的)

第1条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第4項に規定する産業廃棄物最終処分場及び焼却施設等の処理施設（以下「施設」という。）の設置又は変更許可に関する告示及び縦覧等に係る手続、並びに神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱（平成5年11月16日市長決定。以下「要綱」という。）第9条第3項に規定する地域住民への周知及び説明会の開催等に関し、必要な事項を定める。

(説明会の開催等)

第2条 施設を設置又は変更しようとする者（以下「設置者」という。）は、事業計画及び生活環境調査の結果の周知を図るため、法第15条第1項又は法第15条の2の6第1項に基づく設置又は変更許可の申請の前（建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条に基づき都市計画決定又は都市計画審議会への付議が必要な場合にあっては、当該事案を審議する神戸市都市計画審議会の開催の前）までに、周知対象区域の住民に対し説明会を開催しなければならない。

- 2 設置者は、前項の規定により説明会を開催しようとするときは、周知対象区域の住民に対し、チラシの配布、掲示その他の方法により、あらかじめ当該説明会の開催を予定する日時及び場所その他の説明会の開催に必要な事項の周知（以下「周知措置」という。）を図らなければならない。
- 3 設置者は、第1項の説明会の開催及び前項の周知措置について、あらかじめその方法、日時、周知対象区域等を記載した計画書（以下「周知計画書」という。）を環境局長に提出しなければならない。
- 4 環境局長は、前項の周知計画書の提出があったときは、設置者に対して、周知計画に関して意見を述べ、又は周知計画の変更を指示することができる。
- 5 設置者は、第1項の規定により説明会を開催したときは、速やかに、周知措置及び説明会の状況を記載した報告書（以下「周知報告書」という。）を環境局長に提出しなければならない。
- 6 設置者は、その責めに帰することができない理由により、第1項の説明会を開催することができなかったときは、周知対象区域の住民に対し、文書の配布その他の必要な措置を講じることにより、当該説明会の開催に代えることができる。

- 7 環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）又は神戸市環境影響評価等に関する条例（平成 9 年条例第 29 号）の対象事業である産業廃棄物処理施設について、同法第 17 条又は同条例第 16 条に基づく説明会等の手続が実施されているときは、これをもって第 1 項から前項までに規定する手続に代えることができる。

（周知対象区域）

第 3 条 設置者は、要綱第 9 条第 1 項に規定する同意の取得又は協定の締結を行うべき者の範囲のほか、次に掲げる事項を総合的に勘案して周知対象区域を決定するものとする。

- (1) 煙突から排出される窒素酸化物等の予測値の最大着地濃度を示す地点及びその濃度（焼却施設に限る。）
- (2) 同様の施設に対する苦情等の発生状況
- (3) 搬入出車両が集中する道路
- (4) 住民自治組織等の状況
- (5) 他都市における事例
- (6) その他施設の特性、地域の特性から配慮すべき事項

（告示）

第 4 条 環境局長は、法第 15 条第 4 項（法第 15 条の 2 の 6 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、申請書及び生活環境調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に定める事項を告示する。

- (1) 申請年月日
- (2) 申請者に係る次の事項
氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (3) 施設に係る次の事項
 - ア 設置の場所
 - イ 施設の種類
 - ウ 処理する産業廃棄物の種類
- (4) 縦覧に関する次の事項
 - ア 縦覧場所
 - イ 縦覧期間
 - ウ 縦覧時間
- (5) 意見書に係る次の事項
 - ア 利害関係者は生活環境の保全上の見地からの意見書を提出できる旨
 - イ 提出期限、提出先及び提出方法

（縦覧）

第 5 条 前条第 4 号の縦覧場所は次に定める場所とする。

- (1) 環境局事業系廃棄物対策課
- (2) 生活環境調査を実施した区の区役所
- (3) その他環境局長が必要と認める場所

- 2 前条第4号の縦覧期間は、告示の日から1月間とする。ただし、次に定める日は、縦覧を行わない。
 - (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）及びその他政令で定める休日
 - (3) 1月2日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- 3 前条第4号の縦覧時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 4 縦覧書類の複写又は写真撮影等は、縦覧者が持参した携帯複写機若しくは写真機等（電池式のものに限る。）を使用する場合又は庁舎内の有料複写サービスを利用する場合に限り認める。

（関係市町の意見聴取）

- 第6条 法第15条第5項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定による生活環境の保全上関係がある市町は、原則として、別表のいずれかに該当する市町とする。
- 2 環境局長は、原則として縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、関係市町から生活環境の保全上の見地からの意見を聞く。

（利害関係者からの意見書）

- 第7条 法第15条第6項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定による利害関係を有するものは、当該施設について、次に定めるところにより、環境局長に生活環境保全上の見地からの意見を提出することができる。
- (1) 提出期限は、縦覧期間満了に日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。
 - (2) 提出先は、環境局事業系廃棄物対策課とする。
 - (3) 提出方法は、提出先に直接持参又は郵送その他環境局長が相当であると認める方法により提出することができる。郵送の場合は、消印日を提出日とみなす。
- 2 前項の意見書は、原則として要領第1号様式による。ただし、当該様式によらない意見書の提出を妨げない。
 - 3 利害関係者の意見書には、次に定める事項をすべて日本語で記載しなければならない。
 - (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 対象事業の名称
 - (3) 生活環境の保全上の見地からの意見
 - 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、これを利害関係者の意見書として採用しない。
 - (1) 記載内容に記載漏れ又は不備がある場合
 - (2) 内容が生活環境の保全上の見地からの意見に該当しない場合
 - (3) 環境局事業系廃棄物対策課に直接提出されなかった場合
 - 5 環境局長は、利害関係者からの意見書の提出があったときは、速やかにその意見の概要を記したものを設置者に送付する。

（見解書の作成）

- 第8条 設置者は、前条第5項の規定により利害関係者の意見の概要の送付を受けたとき

は、これらの意見に配慮して、意見の概要及び意見に対する設置者の見解を記載した書類（以下「見解書」という。）を作成し、速やかに環境局長に提出しなければならない。

（専門委員の委嘱）

- 第9条 環境局長は、法第15条の2第2項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）により、生活環境の保全に関する専門的知識を有するものの意見を聞くため、その都度、神戸市産業廃棄物処理施設専門委員（以下「専門委員」という。）を委嘱する。
- 2 専門委員は、当該施設に係る設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであるか否か、科学的な見地から検討を行うものとする。
 - 3 専門委員は、第2項に定める検討の結果を環境局長に対して述べるものとする。この際、意見書の提出をもって行うことができる。
 - 4 専門委員は、次の各号に掲げる事項について専門的知識を有するものから、環境局長が委嘱する。
 - (1) 廃棄物の処理
 - (2) 大気汚染
 - (3) 水質汚濁
 - (4) 騒音
 - (5) 振動
 - (6) 悪臭
 - (7) その他環境局長が必要と認める生活環境保全上の専門分野
 - 5 委員の定数は、10人以内とする。
 - 6 委員の任期は、委嘱を受けたときから1年以内とし、第3項に規定する意見を述べた時までとする。

（専門委員と専門委員会）

- 第10条 環境局長は、専門委員に意見を聞くときは、申請書及び生活環境影響調査書のほか、関係市町の意見、利害関係者から提出された意見、設置者から提出された周知計画書、周知報告書及び見解書、並びにその他必要な書類等を提示する。
- 2 専門委員は、前条第2項の検討のために必要であると認めるときは、環境局長に対し、事業計画及び生活環境調査の結果並びに周知計画書、周知報告書及び見解書（以下「事業計画等」という。）の内容に関する設置者からの説明を求めることができる。環境局長は、専門委員からの要請を受けたときは、設置者に対し、事業計画等の内容について、専門委員への説明を求めることができる。
 - 3 専門委員は、前条第2項の検討のために必要があると認めるときは、環境局長に対し、資料の提出を求めることができる。環境局長は、専門委員から資料の提出の要請を受けたときは、必要であると認める範囲において、設置者に対し、関係資料の提出を求めることができる。
 - 4 専門委員は、環境局長に対し専門委員による意見交換と検討のための委員会（以下「専

門委員会」という)の開催を求めることができる。

- 5 専門委員会は、環境局長がこれを召集し、委員の互選により選出した者がその議長となる。また、委員会の公開の可否についてはその都度、専門委員会で決定する。
- 6 専門委員会の庶務は、環境局事業系廃棄物対策課において処理する。

(許可時の公告等)

第 11 条 環境局長は、当該施設について設置又は変更に係る許可又は不許可処分をしたときは、速やかにその旨を公告し、専門委員の意見書及び設置者の見解書の写し並びに許可をしたときは許可証の写しを環境局事業系廃棄物対策課において閲覧に供する。

別表 関係市町の範囲

区 分	関 係 市 町
大 気	(1) 施設の位置から排出される排ガス（SO ₂ 、NO ₂ 、ばいじん等）の最大着地濃度出現地点までの区域が属する市町 (2) 施設への搬入・搬出車両により、交通量が相当程度増加すると予測される地点が属する沿道市町
水 質	(1) 施設から排出される排水が 1/100 に希釈されるまでの公共用水域にある上水の取水源を有する市町※
騒音・振動	(1) 施設の設置により、騒音・振動レベルが相当程度増加すると予測される地点が属する市町 (2) 施設への搬入・搬出車両により、交通量が相当程度増加すると予測される地点が属する沿道市町

※ 最終処分場では施設の計画排水量と河川の年間平均流量を比較、その他の施設では施設の最大排水量と河川の少雨期水量を比較する